

2018年7月23日

担当：森 稔樹（法学部教授）

登録免許税に関する参考書：さしあたり、次のものをあげておく。

石村耕治編『税金のすべてがわかる現代税法入門塾』〔第9版〕（2018年、清文社）413頁

金子宏『租税法』〔第二十二版〕（2017年、弘文堂）786頁以下

（登録免許税のみを扱う書籍は多くないので、不動産関係の書籍なども探すとよい。）

1. 登録免許税とは

登録免許税法第2条：「登録免許税は、別表第一に掲げる登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定及び技能証明（以下『登記等』という。）について課する。」

同法別表第一：登録免許税の課税物件（第1号～第160号まで）、課税標準および税率を示す。

▲登録免許税の性質に関する議論

登録免許税を手数料などと捉える考え方

登録免許税は手数料などではなく租税であると捉える考え方：登録や登記による利益に担税力が見いだされると考える。

●東京地判昭和38年11月28日行集14巻11号1936頁

事案 昭和35年4月7日に司法修習を終えたXは、同日、東京弁護士会経由で日本弁護士連合会に対し弁護士名簿への登録の請求を行った。Xは同日に弁護士名簿に登録されたが、日本弁護士連合会に対して登録料5000円（同会則第23条）を納付したものの、当時の登録税法第7条が定める新規登録のための登録税3000円を納付しなかった。日本弁護士連合会は納付を求めたが、Xは登録税法第7条が無効であるなどと主張し、納付義務がないことの確認を求めて出訴した。その際に、Xは登録税について「税金というよりはむしろ受益者負担の原則に従う手数料としての性格しか有しないのが現状である」とも主張している。

判旨 東京地方裁判所は、Xの請求のうち、登録税法第7条の無効確認に係る部分を却下し、その他の部分を棄却した。

（1）「わが国の現行法制上、裁判所は、特定の者の間の具体的な法律関係についての争訟につき裁判するに際し、前提問題としてその適用が問題となる法令の有効無効を判断し、有効とみればその法令を適用し無効とみればその適用を拒否する権限を有しまたそうすべき職責を有するが、それが直接個人の具体的な権利義務に影響を与えない限り、法令自体の効力を裁判の対象とすることは許されないと解すべきである。（中略）登録税法第7条は、単に所定の登録の請求をする者に登録税を納付すべき義務を定めただけであるから、同条が直接原告の具体的な権利義務に影響を与えるものでないことは明白であり、しかも原告は登録税を納付することなくすでに弁護士名簿に登録されたというのであるから、もし追徴措置がとられる虞があれば本件におけるように登録税法第7条の無効を前提とする登録税納付義務の不存在確認の訴を提起し、またもし将来具体的に徴収処分がなされたときまたは原告が登録申請等具体的な申請をした場合に登録税不納付を理由に却下されるようなことがあつたときは、これらの処分に対する抗告訴訟を提起し、これらの訴訟において前提問題として登録税法第7条の無効を主張するという方法によれば足りるのである」。

(2) 「登録税の廃止についてはもとより法律によることを必要とするところ、現行弁護士法の制定に伴い、この点につき何らの立法措置がとられていないのであるから、登録税法第7条の規定を死文化したものとみることができないことは明らかであり、従前国の行政機関が取り扱ってきた弁護士登録を日本弁護士連合会に行わせることとした現行弁護士法の施行と同時に、弁護士登録についての国の課税権は消滅したとか日本弁護士連合会へ委譲されたとかいうXの主張は根拠がない」。

(3) 「登録税は登録を申請する者が登録をうけた場合それにより何らかの利益を享受するであろうことに着眼して国の財政収入の目的から課される一種の租税であつて単なる手数料ではなく、登録税法第7条の定める登録税債権が成立するためには、弁護士名簿への登録という事実が存在すれば足り、その登録が国の本来の行政機関によりなされたことは必要でないと解すべきであるから、弁護士登録が日本弁護士連合会によつて行われるようになった今日でも、弁護士登録という事実の存する限り課税の根拠が失われたということとはできない」。

(4) 「登録税は、登録に関する書類に収入印紙を貼付して納付するのが原則であるが、一定の場合には現金をもつて納付することが許されている（登録税法第17条、第17条の2第2項、同法施行規則第1条、第2条参照）。そこで、登録申請者としては通常登録申請書に登録税額相当の収入印紙を貼付して申請すれば納付義務を履行したことになるのであり、また現金納付の場合にも一定の書式の納付書を当該登録税額に相当する現金に添えて最寄の日本銀行本店または代理店等に納付すればよいのである（登録税法施行規則第2条ノ規定ニ依ル登録税ノ納付ニ関スル件一昭和20・10・11大蔵省令第85号等参照）。したがつて、弁護士名簿登録についての登録税につき登録機関等の印紙消印の権限ないし義務についての法規が明確でないことがあるにしても、そうだからといつて徴収機関がないとか納付方法がないとかいうことはできない」。

〔Xは控訴したが、東京高判昭和39年3月19日税務訴訟資料38号178頁は控訴を棄却した。また、最一小判昭和42年8月24日税資48号368頁もXの上告を棄却した。〕

2. 登録免許税の納税義務者

登録免許税法第3条：「登記等を受ける者は、この法律により登録免許税を納める義務がある。この場合において、当該登記等を受ける者が二人以上あるときは、これらの者は、連帯して登録免許税を納付する義務を負う。」

同条後段の「当該登記等を受ける者が二人以上あるとき」の例；

- ・ AとBが建物を共有しており、両者が連名で保存登記⁽¹⁾をするとき。
- ・ 所有権移転登記（登記権利者と登記義務者の両者が連帯納税義務を負う）。

同第4条第1項：「国及び別表第二に掲げる者が自己のために受ける登記等については、登録免許税を課さない。」

同第2項：「別表第三の第一欄に掲げる者が自己のために受けるそれぞれ同表の第三欄に掲げる登記等（同表の第四欄に財務省令で定める書類の添附があるものに限る旨の規定がある登記等にあつては、当該書類を添附して受けるものに限る。）については、登録免許税を課さない。」

(1) 建物を新築した時などに行う。

同第6条第1項：「外国政府が当該外国の大使館、公使館又は領事館その他これらに準ずる施設（次項において「大使館等」という。）の敷地又は建物に関して受ける登記については、政令で定めるところにより、登録免許税を課さない。」

同第2項：「前項の規定は、同項の外国が、その国において日本国の大使館等の敷地又は建物に関する登記若しくは登録又はこれらに準ずる行為について課する租税を免除する場合に限り、適用する。」

3. 登録免許税の課税物件

登録免許税法第2条および同別表第一に示される。但し、同第5条、同第7条に定められる事項については非課税である。また、租税特別措置法にも非課税や免税が定められている。

同第5条：「次に掲げる登記等（第四号又は第五号に掲げる登記又は登録にあつては、当該登記等がこれらの号に掲げる登記又は登録に該当するものであることを証する財務省令で定める書類を添付して受けるものに限る。）については、登録免許税を課さない。

- 一 国又は別表第二に掲げる者がこれらの者以外の者に代位してする登記又は登録
- 二 登記機関（登記官又は登記以外の登記等をする官庁若しくは団体の長をいう。以下同じ。）が職権に基づいてする登記又は登録で政令で定めるもの
- 三 会社法（平成17年法律第86号）第2編第9章第2節（特別清算）の規定による株式会社の特別清算（同節の規定を同法第822条第3項（日本にある外国会社の財産についての清算）において準用する場合における同条第1項の規定による日本にある外国会社の財産についての清算を含む。）に関し裁判所の嘱託によりする登記又は登録
- 四 住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第1項及び第2項又は第4条（住居表示の実施手続等）の規定による住居表示の実施又は変更に伴う登記事項又は登録事項の変更の登記又は登録
- 五 行政区画、郡、区、市町村内の町若しくは字又はこれらの名称の変更（その変更に伴う地番の変更及び次号に規定する事業の施行に伴う地番の変更を含む。）に伴う登記事項又は登録事項の変更の登記又は登録
- 六 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項（定義）に規定する土地改良事業又は土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第1項（定義）に規定する土地区画整理事業の施行のため必要な土地又は建物に関する登記（政令で定めるものを除く。）
- 七 都市再開発法（昭和44年法律第38号）第2条第1号（定義）に規定する市街地再開発事業、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）第2条第4号（定義）に規定する住宅街区整備事業又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第2条第5号（定義）に規定する防災街区整備事業の施行のため必要な土地又は建物（当該住宅街区整備事業に係る土地又は建物にあつては、大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法（平成元年法律第61号）第17条（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の特例）

の規定により大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第2条第1号に規定する大都市地域とみなされる区域内にある土地又は建物を除く。)に関する登記(政令で定めるものを除く。)

八 国土調査法(昭和26年法律第180号)第32条の2第1項(代位登記)の規定による土地に関する登記

九 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和41年法律第126号)第14条第2項(登記)(同法第23条第2項(旧慣使用林野整備の効果等)において準用する場合を含む。)の規定による土地に関する登記

十 墳墓地に関する登記

十一 滞納処分(その例による処分を含む。)に関してする登記又は登録(換価による権利の移転の登記又は登録を除くものとし、滞納処分の例により処分するものとされている担保に係る登記又は登録の抹消を含む。)

十二 登記機関の過誤による登記若しくは登録又はその抹消があつた場合の当該登記若しくは登録の抹消若しくは更正又は抹消した登記若しくは登録の回復の登記若しくは登録

十三 相続又は法人の合併若しくは分割に伴い相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人若しくは分割により設立する法人若しくは事業を承継する法人が、被相続人又は合併により消滅した法人若しくは分割をした法人の受けた別表第一第33号から第160号までに掲げる登録、特許、免許、許可、認可、認定又は指定を引き続いて受ける場合における当該登録、特許、免許、許可、認可、認定又は指定

十四 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第9条第1項(名称等)又は第29条第5項(公益認定の取消し)の規定による一般社団法人若しくは一般財団法人又は公益社団法人若しくは公益財団法人の名称の変更の登記

同第7条第1項:「信託による財産権の移転の登記又は登録で次の各号のいずれかに該当するものについては、登録免許税を課さない。

一 委託者から受託者に信託のために財産を移す場合における財産権の移転の登記又は登録

二 信託の効力が生じた時から引き続き委託者のみが信託財産の元本の受益者である信託の信託財産を受託者から当該受益者(当該信託の効力が生じた時から引き続き委託者である者に限る。)に移す場合における財産権の移転の登記又は登録

三 受託者の変更に伴い受託者であつた者から新たな受託者に信託財産を移す場合における財産権の移転の登記又は登録

同第2項:「信託の信託財産を受託者から受益者に移す場合であつて、かつ、当該信託の効力が生じた時から引き続き委託者のみが信託財産の元本の受益者である場合において、当該受益者が当該信託の効力が生じた時における委託者の相続人(当該委託者が合併により消滅した場合にあつては、当該合併後存続する法人又は当該合併により設立された

法人) であるときは、当該信託による財産権の移転の登記又は登録を相続（当該受益者が当該存続する法人又は当該設立された法人である場合にあっては、合併）による財産権の移転の登記又は登録とみなして、この法律の規定を適用する。」

4. 登録免許税の課税標準および税率

登録免許税は、納税義務の成立と同時に税額が確定する（自動確定方式。国税通則法第 15 条第 3 項第 5 号）。

登録免許税法第 9 条：「登録免許税の課税標準及び税率は、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、登記等の区分に応じ、別表第一の課税標準欄に掲げる金額又は数量及び同表の税率欄に掲げる割合又は金額による。」

同第 10 条第 1 項：「別表第一第一号、第二号、第四号又は第四号の二に掲げる不動産、船舶、ダム使用权又は公共施設等運営権の登記又は登録の場合における課税標準たる不動産、船舶、ダム使用权又は公共施設等運営権（以下この項において『不動産等』という。）の価額は、当該登記又は登録の時ににおける不動産等の価額による。この場合において、当該不動産等の上に所有権以外の権利その他処分の制限が存するときは、当該権利その他処分の制限がないものとした場合の価額による。」

同第 2 項：「前項に規定する登記又は登録をする場合において、当該登記又は登録が別表第一第一号又は第二号に掲げる不動産又は船舶の所有権の持分の取得に係るものであるときは、当該不動産又は船舶の価額は、当該不動産又は船舶の同項の規定による価額に当該持分の割合を乗じて計算した金額による。」

同第 3 項：「前項の規定は、所有権以外の権利の持分の取得に係る登記又は登録についての課税標準の額の計算について準用する。」

別表第一から一部を抜粋する。

登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率
一 不動産の登記（不動産の信託の登記を含む。） （注）この号において「不動産」とは、土地及び建物並びに立木に関する法律（明治 42 年法律第 22 号）第 1 条第 1 項（定義）に規定する立木をいう。		
（一） 所有権の保存の登記	不動産の価額	1000 分の 4 ⁽²⁾
（二） 所有権の移転の登記		

⁽²⁾ 但し、2020（平成 32）年 3 月 31 日までに新築された住宅の所有権保存登記については、その住宅が耐火建築物または準耐火建築物であるなど一定の要件を充たす場合に限り、税率が 1000 分の 1.5 に軽減される（租税特別措置法第 72 条の 2）。また、2020（平成 32）年 3 月 31 日までに新築された認定長期優良住宅または認定低炭素系住宅の所有権保存登記についても、一定の要件を充たすことにより税率が 1000 分の 1 に軽減される（認定長期優良住宅については同第 74 条、認定低炭素系住宅については同第 74 条の 2）。

イ 相続又は法人の合併による移転の登記	不動産の価額	1000 分の 4
ロ 共有物の分割による移転の登記	不動産の価額	1000 分の 4
ハ その他の原因による移転の登記	不動産の価額	1000 分の 20 ⁽³⁾
(三) 地上権、永小作権、賃借権又は採石権の設定、転貸又は移転の登記		
イ 設定又は転貸の登記	不動産の価額	1000 分の 10
ロ 相続又は法人の合併による移転の登記	不動産の価額	1000 分の 2
ハ 共有に係る権利の分割による移転の登記	不動産の価額	1000 分の 2
ニ その他の原因による移転の登記	不動産の価額	1000 分の 10
(四) 地役権の設定の登記	承役地の不動産の個数	一個につき 1500 円
(五) 先取特権の保存、質権若しくは抵当権の設定、強制競売、担保不動産競売（その例による競売を含む。以下単に「競売」という。）、強制管理若しくは担保不動産収益執行に係る差押え、仮差押え、仮処分又は抵当付債権の差押えその他権利の処分の制限の登記	債権金額、極度金額又は不動産工事費用の予算金額	1000 分の 4
(六) 先取特権、質権又は抵当権の移転の登記		
イ 相続又は法人の合併による移転の登記	債権金額又は極度金額	1000 分の 1
ロ その他の原因による移転の登記	債権金額又は極度金額	1000 分の 2
(七) 根抵当権の一部譲渡又は法人の分割による移転の登記	一部譲渡又は分割後の共有者の数で極度金額を除いて計算した金額	1000 分の 2

⁽³⁾ 所有権移転登記については、次のような特例がある。

①2020年3月31日までに新築された住宅を売買によって取得して所有権移転登記をする場合については、その住宅が耐火建築物または準耐火建築物であるなど一定の要件を充たす場合に限り、税率が1000分の3に軽減される（租税特別措置法第73条）。

②中古住宅についても①と同様の特例がある（同条）。

③2020年3月31日までに、宅地建物取引業者による改修工事が行われた中古住宅で一定の要件を充たすものを取得して所有権移転登記をする場合には、税率が1000分の1に軽減される（同第74条の3）。

④2020年3月31日までに認定長期優良住宅または認定低炭素系住宅を取得して所有権移転登記をする場合についても、一定の要件を充たすことにより税率が1000分の1に軽減される（認定長期優良住宅については同第74条、認定低炭素系住宅については同第74条の2）。

(八) 抵当権の順位の変更の登記	抵当権の件数	一件につき 1000 円
(九) 賃借権の先順位抵当権に優先する同意の登記	賃借権及び抵当権の件数	一件につき 1000 円
(十) 信託の登記		
イ 所有権の信託の登記	不動産の価額	1000 分の 4
ロ 先取特権、質権又は抵当権の信託の登記	債権金額又は極度金額	1000 分の 2
ハ その他の権利の信託の登記	不動産の価額	1000 分の 2
(十一) 相続財産の分離の登記		
イ 所有権の分離の登記	不動産の価額	1000 分の 4
ロ 所有権以外の権利の分離の登記	不動産の価額	1000 分の 2
(十二) 仮登記		
イ 所有権の保存の仮登記又は保存の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額	1000 分の 2
ロ 所有権の移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記		
(1) 相続又は法人の合併による移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額	1000 分の 2
(2) 共有物の分割による移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額	1000 分の 2
(3) その他の原因による移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額	1000 分の 10
ハ 地上権、永小作権、賃借権若しくは採石権の設定、転貸若しくは移転の仮登記又は設定、転貸若しくは移転の請求権の保全のための仮登記		
(1) 設定若しくは転貸の仮登記又は設定若しくは転貸の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額	1000 分の 5
(2) 相続又は法人の合併による移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額	1000 分の 1
(3) 共有に係る権利の分割による移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額	1000 分の 1
(4) その他の原因による移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額	1000 分の 5
ニ 信託の仮登記又は信託の設定の請求権の保全のための仮登記		
(1) 所有権の信託の仮登記又は信託の設定の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額	1000 分の 2

(2) 先取特権、質権若しくは抵当権の信託の仮登記又は信託の設定の請求権の保全のための仮登記	債権金額又は極度金額	1000 分の 1
(3) その他の権利の信託の仮登記又は信託の設定の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額	1000 分の 1
ホ 相続財産の分離の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記		
(1) 所有権の分離の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額	1000 分の 2
(2) 所有権以外の権利の分離の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額	1000 分の 1
へ その他の仮登記	不動産の個数	一個につき 1000 円
(十三) 所有権の登記のある不動産の表示の変更の登記で次に掲げるもの		
イ 土地の分筆又は建物の分割若しくは区分による登記事項の変更の登記	分筆又は分割若しくは区分後の不動産の個数	一個につき 1000 円
ロ 土地の合筆又は建物の合併による登記事項の変更の登記	合筆又は合併後の不動産の個数	一個につき 1000 円
(十四) 付記登記、抹消された登記の回復の登記又は登記事項の更正若しくは変更の登記（これらの登記のうち、(一) から (十三) までに掲げるもの及び土地又は建物の表示に関するものを除く。）	不動産の個数	一個につき 1000 円
(十五) 登記の抹消（土地又は建物の表題部の登記の抹消を除く。）	不動産の個数	一個につき 1000 円
	(同一の申請書により 20 個を超える不動産について登記の抹消を受ける場合には、申請件数一件につき 2 万円)	

☞登記簿の表題登記については登録免許税が課せられない（上記の別表第一に掲げられていないためである）。

登録免許税法第 15 条：「別表第一に掲げる登記又は登録に係る課税標準の金額を計算する場合において、その全額が 1000 円に満たないときは、これを 1000 円とする。」

同第 17 条第 1 項：「別表第一第一号 (十二) イからホまでに掲げる仮登記がされている同号に掲げる不動産について、当該仮登記に基づき所有権の保存若しくは移転の登記、地上権、永小作権、賃借権若しくは採石権の設定、転貸若しくは移転の登記、信託の登記又は相続財産の分離の登記を受ける場合には、これらの登記に係る登録免許税の税率は、当該不動産についての当該登記の同号の税率欄に掲げる割合から次の表の上欄に掲げる登記の区分に応じ同表の下欄に掲げる割合を控除した割合とする。

所有権の保存の登記	1000 分の 2
-----------	-----------

所有権の相続（相続人に対する遺贈を含む。以下同じ。）又は法人の合併による移転の登記	1000 分の 2
所有権の共有物（その共有物について有していた持分に応じた価額に対応する部分に限る。以下同じ。）の分割による移転の登記	1000 分の 2
所有権のその他の原因による移転の登記	1000 分の 10
地上権、永小作権、賃借権又は採石権の設定又は転貸の登記	1000 分の 5
地上権、永小作権、賃借権又は採石権の相続又は法人の合併による移転の登記	1000 分の 1
地上権、永小作権、賃借権又は採石権の共有に係る権利（その共有に係る権利について有していた持分に応じた価額に対応する部分に限る。以下同じ。）の分割による移転の登記	1000 分の 1
地上権、永小作権、賃借権又は採石権のその他の原因による移転の登記	1000 分の 5
所有権の信託の登記	1000 分の 2
先取特権、質権又は抵当権の信託の登記	1000 分の 1
所有権、先取特権、質権及び抵当権以外の権利の信託の登記	1000 分の 1
所有権である相続財産の分離の登記	1000 分の 2
所有権以外の権利である相続財産の分離の登記	1000 分の 1

同第 4 項：「地上権、永小作権、賃借権若しくは採石権の設定の登記がされている土地又は賃借権の設定の登記がされている建物について、その土地又は建物に係るこれらの権利の登記名義人がその土地又は建物の取得に伴いその所有権の移転の登記を受けるときは、当該登記に係る登録免許税の税率は、別表第一第一号（二）の税率欄に掲げる割合に 100 分の 50 を乗じて計算した割合とする。」

5. 登録免許税の納付など

登録免許税法第 21 条：「登記等を受ける者は、この法律に別段の定めがある場合を除き、当該登記等につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税を国に納付し、当該納付に係る領収証書を当該登記等の申請書にはり付けて当該登記等に係る登記官署等に提出しなければならない。」

同第 22 条：「登記等（第 24 条第 1 項に規定する免許等を除く。）を受ける者は、当該登記等につき課されるべき登録免許税の額が 3 万円以下である場合その他政令で定める場合に

は、当該登録免許税の額に相当する金額の印紙を当該登記等の申請書にはり付けて登記官署等に提出することにより、国に納付することができる。

同第 23 条第 1 項：「官庁又は公署が別表第一第一号から第三十一号までに掲げる登記等を受ける者のために当該登記等を登記官署等に嘱託する場合には、当該登記等を受ける者は、当該登記等につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税を国に納付し、当該納付に係る領収証書を当該官庁又は公署に提出しなければならない。この場合において、当該官庁又は公署は、当該領収証書を当該登記等の嘱託書にはり付けて登記官署等に提出するものとする。」

同第 2 項：「前項の場合において、登録免許税の額が 3 万円以下であるときは、登記等を受ける者は、同項の規定にかかわらず、同項の嘱託する官庁又は公署に対し、当該登録免許税の額に相当する金額の印紙を提出して登録免許税を国に納付することができる。この場合において、当該官庁又は公署は、当該印紙を同項の登記等の嘱託書にはり付けて登記官署等に提出するものとする。」

第 25 条：「登記機関は、登記等をするとき（第 24 条第 1 項の規定により同項に規定する書類が免許等をした後に提出される場合及び前条第 2 項の納付の期限が免許等をした日後である場合にあつては、財務省令で定めるとき）は、当該登記等につき課されるべき登録免許税の額の納付の事実を確認しなければならない。この場合において、当該納付が第 22 条（前条第 3 項及び第 35 条第 4 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第 23 条第 2 項（前条第 3 項及び第 35 条第 4 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は次条第 3 項の規定により印紙をもつてされたものであるときは、当該登記等の申請書（当該登記等が第 23 条の官庁又は公署の嘱託による場合にあつては当該登記等の嘱託書とし、前条第 3 項及び第 35 条第 4 項の規定により第 22 条又は第 23 条第 2 項の規定を読み替えて適用する場合にあつては当該登記等に係る登記機関の定める書類とする。）の紙面と印紙の彩紋とにかけて判明に消印しなければならない。」

第 26 条第 1 項：「登記機関は、登記等の申請書（当該登記等が官庁又は公署の嘱託による場合にあつては当該登記等の嘱託書とし、当該登記等が免許等である場合にあつては財務省令で定める書類とする。次項及び第 4 項において同じ。）に記載された当該登記等に係る登録免許税の課税標準の金額若しくは数量又は登録免許税の額が国税に関する法律の規定に従っていないかつたとき、その他当該課税標準の金額若しくは数量又は登録免許税の額がその調査したところと異なるときは、その調査したところにより認定した課税標準の金額若しくは数量又は登録免許税の額を当該登記等を受ける者に通知するものとする。ただし、他の法令の規定により当該登記等の申請を却下するときは、この限りでない。」

同第 2 項：「前項の通知を受けた者は、当該通知に係る登記等を受けることをやめる場合を除き、遅滞なく、当該通知を受けた登録免許税の額と当該登記等の申請書に記載された登録免許税の額との差額に相当する登録免許税を国に納付し、その納付に係る領収証書を当該通知に係る登記官署等に提出しなければならない。」

同第 3 項：「前項の場合において、第一項の通知に係る登録免許税が免許等以外の登記等に係るものであり、かつ、当該通知をした登記機関が認めるときは、前項に規定する登記等を受

ける者は、遅滞なく、同項に規定する差額に相当する金額の印紙を当該通知に係る登記官署等に提出することにより、当該差額に相当する登録免許税を国に納付することができる。」

同第4項：「第2項の場合において、第1項の通知を受けた者は、当該通知に係る登記等の申請書に記載された登録免許税を第24条の2第1項に規定する財務省令で定める方法により納付しているときは、第2項に規定する差額に相当する登録免許税を当該方法により国に納付することができる。」

第27条：「登録免許税を納付すべき期限は、次の各号に掲げる登録免許税の区分に応じ、当該各号に定める時又は期限とする。

- 一 次号に掲げる登録免許税以外の登録免許税 当該登録免許税の納付の基因となる登記等を受ける時
- 二 免許等に係る登録免許税で当該登録免許税に係る第24条第1項又は第24条の2第2項の期限が当該登録免許税の納付の基因となる免許等を受ける日後であるもの 当該期限

第28条第1項：「登記機関は、登録免許税の納期限後において登記等を受けた者が第21条から第23条まで（第24条の2第3項及び第35条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第24条、第24条の2第1項又は第26条第2項から第4項までの規定により当該登記等につき納付すべき登録免許税の額の全部又は一部を納付していない事実を知ったときは、遅滞なく、当該登記等を受けた者の当該登録免許税に係る第8条第2項の規定による納税地の所轄税務署長に対し、その旨及び財務省令で定める事項を通知しなければならない。」

同第2項：「前項の通知は、登記等を受けた者が二人以上ある場合には、そのうち登記機関の選定した者（当該登記等が登記又は登録の権利者及び義務者の申請に係るものである場合には、当該権利者のうちから選定した者）の同項の納税地の所轄税務署長にするものとする。」

同第29条第1項：「税務署長は、前条第1項の通知を受けた場合には、当該通知に係る同項に規定する納付していない登録免許税を当該通知に係る登記等を受けた者から徴収する。」

同第2項：「税務署長は、前項に規定する場合のほか、登記等を受けた者が第21条から第23条まで（第24条の2第3項及び第35条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第24条、第24条の2第1項又は第26条第2項から第4項までの規定により当該登記等につき納付すべき登録免許税の額の全部又は一部を納付していない事実を知った場合には、当該納付していない登録免許税をその者から徴収する。」